

妙蓮寺永代供養墓および合葬墓利用規約（抜粋）

第一条（目的）

本規約は宗教法人妙蓮寺（以下「當山」という。）が設置し、及び運営する永代供養墓（以下「供養墓」という。）および合葬墓における埋骨及び管理と供養に関する必要な事項を定め、その埋骨及び管理と供養が適切に行われることを目的とする。

第二条（使用の資格）

供養墓および合葬墓は当山の本尊に帰依し戒名を授与され使用手続きの完了した者が使用することが出来る

第三条（埋骨および管理と供養の実施）

- ①當山は、委託者の指定した焼骨を委託者が指定した供養墓または合葬墓に埋骨し適切に管理と供養を行うものとする。合葬墓に埋骨された焼骨は返却しない。
- ②法要および供養は當山の法儀に従って行うものとする。法要および供養の日程は當山が決めるものとする。
- ③委託者は供養墓に限り委託者に付与された戒名を第5条2項に沿って墓石に刻銘することが出来る。
- ④當山は供養墓または合葬墓に焼骨を埋骨する時、供養墓または合葬墓の墓前で納骨法要を行い契約の期間に合わせ墓前にて1周忌、3回忌、7回忌、13回忌、33回忌の合同年忌法要を行う
- ⑤當山は春秋彼岸・盂蘭盆会に墓前にて供養墓の合同法要を行う。
- ⑥委託者は、納骨と同時に、各市町村の発行する埋火葬許可証を當山に提出しなければならない。
- ⑦委託者は戸籍謄本と住民票・印鑑証明を當山に提出しなければならない。

第四条（契約および永代供養料）

- ①當山と委託者は契約時に永代供養契約書を締結し、委託者は當山が定める期日までに永代供養料及び諸費用を支払わなければならない。永代供養料及び諸費用は契約時に定めるものとする。
- ②既納の永代供養料及び諸費用は返還しない。ただし墓碑等が刻銘されておらず焼骨の散骨もおこなわれていない場合は、契約後60日以内に限り委託者等は本契約の解除ができる。委託者および承継者（以下「委託者等」という。）が契約解除した場合、當山は永代供養料及び霊域維持費の全額を返還する。

第五条（納骨及び施工）

- ①納骨には高さ7寸直径7寸以内の骨壺を使用するものとする。
- ②供養墓および合葬墓に於ける納骨作業・供養墓の墓碑の刻銘その他の工事は當山が許可したもののほかは施行することが出来ない。刻銘の書体・書式・形状及び寸法は當山が指定する。

第六条（供養墓および合葬墓使用者の心掛け）

- ①妙蓮寺霊園内に於いては常に清浄を保ち宗教的尊厳を傷つけないように努めなければならない。
- ②妙蓮寺霊園内の施設備品等を破損した者はその復旧費用を負担しなければならない。

第七条（當山による契約の解除）

- ①當山は供養墓及び合葬墓の委託者等が次の各項の一つに該当した時は書面をもって契約を解除することができる。
 - イ) 委託者等が當山の書面による承認を受けずに供養墓及び合葬墓使用の権利を他人に譲渡したとき。
 - ロ) 委託者等が供養墓及び合葬墓を本来の目的以外に使用しているとき。
 - ハ) 委託者等が本契約の全項目にわたってそのうちの一つに違反し遵守しない場合。
- ②契約が解除された場合、委託者等は自らの負担において速やかに当該供養墓に埋骨された焼骨を引き取るものとする。
- ③委託者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約解除後1年を経過した場合には、當山は当該永代供養墓に埋蔵された焼骨を合葬墓に移し埋骨することができる。